

国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程
(International Maritime Dangerous Goods Code : IMDG Code) について

○ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程 (IMDG Code) の概要

国際連合の危険物輸送並びに化学物質の分類及び表示に係る世界調和システムに関する専門家委員会 (国連経済社会理事会の下部組織) は、陸・海・空の輸送モード及び国又は地域の違いによる運送要件の差異をなくし、危険物の安全輸送を確保するため国際統一要件として危険物輸送に関する勧告 (以下「国連勧告」という。) を 1956 年以降定めている。

国連勧告においては、危険物の範囲、容器の性能、表示、標識、輸送書類等が具体的に規定されている。国連勧告を受けて、国際海事機関 (International Maritime Organization : IMO、制定時では、Intergovernmental Maritime Consultative Organization : IMCO) が、危険物の船舶運送に関する具体的要件を検討し、1965年に危険物の個品輸送規則としてIMDG Codeが作成された。

この規程は、海運主要国を含む世界63ヶ国の危険物船舶運送規則に取り入れられ、結果として危険物の国際海上運送等に関する要件の調和が図られている。

IMDG Codeは、次の7つのPARTから構成され、国連勧告とほぼ同一の構成及び内容となっている。

- ・ PART1 : 総則、定義及び教育訓練
- ・ PART2 : 危険物の分類
- ・ PART3 : 危険物リスト及び少量危険物
- ・ PART4 : 容器及びタンク規定
- ・ PART5 : 輸送手続き
- ・ PART6 : 小型容器、中型容器、大型容器、ポータブルタンク及びタンク自動車の構造及び試験要件
- ・ PART7 : 運送作業に関する規定